

指定管理者労働実態チェックリスト

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター		
指定管理者名	環境をサポートする株式会社きらめき		
施設所管課	教育委員会中央公民館		
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932-7		
モニタリング実施日	令和7年2月10日	賃金資料該当月	令和6年12月
賃金確認対象者数	10		
正規職員数	6		
臨時等職員数	4		

視点	確認項目	確認資料（一例）	所管課 チェック
労働条件	指定管理業務（再委託除く）の従事者と就業規則に基づき労働契約を締結していますか。	就業規則	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	労働条件（契約の期間・始業就業時刻・給料の額等）は、労働関係法令（労働基準法等）に照らして適正であり、従事者に明示していますか。	就業規則 労働条件通知書 労働契約書	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	休日、年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか。	労働条件通知書 休暇管理簿	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
労働契約・賃金	法定帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を整備するとともに、労働時間を把握し、記録していますか。	労働者名簿 賃金台帳、出勤簿	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	時間外労働、休日労働、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払われていますか。	就業規則 労働条件通知書	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	すべての労働について最低賃金以上の賃金額としていますか。	労働条件通知書	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	時間外・休日労働に関する協定（三六協定）を締結し、届け出ていますか。また、三六協定で定めた上限時間数を超過して時間外勤務を行っている人はいませんか。	三六協定届 賃金台帳	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
安全衛生	雇入れ時及び年1回、定期健康診断を行っていますか。	定期健康診断結果報告書等	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
社会保険	社会保険（健保・介護・厚生年金）、労働保険（労災・雇用）の加入は、各法令に照らして適正に取り扱っていますか。	労働保険料納入証明書 納付書の控え	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
職員教育	業務マニュアルの整備や守秘義務の徹底を行っていますか。	業務マニュアル 個人情報取扱事項	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
	金銭の取扱いには適切な管理体制や仕組みがありますか。	業務マニュアル 金銭管理手順書	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
再委託業務	再委託先がさらに業務を委託（再々委託）することがないよう、実施状況を確認していますか。また、再委託が労働集約的業務の場合、従事者配置計画や賃金の把握をしていますか。	再委託に関する承認申請書	☒ 問題なし ☐ 改善が必要
市民サービス	利用者等の意見の把握（利用者アンケートなど）に取り組んでいますか。	利用者アンケート	☒ 問題なし ☐ 改善が必要

改善が必要となった詳細な理由		
改善への取組結果		
点検日		確認日において資料の不足・法の解釈の誤り等により不備あった場合、年度末までの改善取組を記載します。

賃金上昇の促進対応における賃金上昇計画書

令和 7 年 1 月 15 日

指定管理者名：環境をサポートする株式会社きらめき所在地：新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地代表者名：代表取締役 山田 茂孝

指定管理業務に従事する職員に対する賃金上昇について、以下のとおり計画します。

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター									
賃金上昇の方法及び金額	・月給改定		改定時期 令和6年6月							
	職員A	改訂前	237,000円	×	10ヵ月分	=	2,370,000円			
		改訂後	240,500円	×	10ヵ月分	=	2,405,000円			
		差額					増額分	35,000円		
	職員B	改訂前	218,000円	×	10ヵ月分	=	2,180,000円			
		改訂後	221,000円	×	10ヵ月分	=	2,210,000円			
		差額					増額分	30,000円		
	職員C	改訂前	203,000円	×	10ヵ月分	=	2,030,000円			
		改訂後	206,000円	×	10ヵ月分	=	2,060,000円			
		差額					増額分	30,000円		
	職員D	改訂前	180,000円	×	10ヵ月分	=	1,800,000円			
		改訂後	180,000円	×	10ヵ月分	=	1,800,000円			
		差額					増額分	0円		
	職員E	改訂前	324,500円	×	10ヵ月分	=	3,245,000円			
		改訂後	329,500円	×	10ヵ月分	=	3,295,000円			
		差額					増額分	50,000円		
	職員F	改訂前	179,300円	×	10ヵ月分	=	1,793,000円			
		改訂後	179,300円	×	10ヵ月分	=	1,793,000円			
		差額					増額分	0円		
・時給改定		改定時期 令和6年11月				職員4名				
		改訂前	時給単価931円	×	1,440時間	=	1,340,640円			
		改訂後	時給単価985円	×	1,440時間	=	1,418,400円			
						増額分	77,760円			
						増額分合計	222,760円			
合計額	222,760 円									

※裏面の注意事項を確認の上、記載してください。

(注意点)

- ・本計画書は、協定書単位で提出してください。協定書に複数の施設が含まれる場合は施設名欄に「〇〇（代表施設）等」と記載してください。
- ・本計画書に記載されている合計額と、市が提示する上限額を比較し、いずれか少ない方の金額を追加指定管理料として支払います。
- ・賃金上昇の取組みを行わない場合は、提出は不要です。

<対象となる職員>

- ・追加指定管理料算出における賃金上昇計画の対象となる職員は、指定管理者から直接雇用され、直接指定管理業務に従事する職員となります。再委託先の人件費や、人材派遣による職員、施設の管理運営に関与しない職員は除きます。
- ・自主事業に係る人件費については、自主事業の性質を鑑み、自主事業のみ担当する職員の人件費は除外してください。

<対象となる賃金>

- ・追加指定管理料算出における人件費上昇計画の対象となる賃金は、労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるもので、対象となる職員について、令和 6 年度に賃金上昇の取組みを行う金額となります。通勤手当、健康診断費など、賃金水準の変動による影響を受けないものや、令和 5 年度以前及び令和 7 年度以降に賃金上昇の取組みを行う場合は対象外です。
- ・追加で支出する指定管理料をどのように従業員の賃金に還元していくか、月例給、時給、一時金等の金額及び実施人数、実施時期など、具体的に記載をお願いします。
- ・「賃金上昇の方法及び金額」欄の合計と、「合計額」欄の金額に齟齬がないようお願いします。
- ・従業員の個人名については、記載は求めません。
- ・記載欄が不足する場合は、別紙による対応も可能とします。
- ・追加で指定管理料を支払う場合、後日、実績報告書により活用状況を確認します。追加支出した指定管理料を活用していない場合は、返納の可能性がありますのでご注意ください。